

昭和十八年法律第四十三号

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 業務(第四条—第六条)
- 第三章 監督(第七条—第十二条)
- 第四章 指定紛争解決機関(第十二条の二—第十二条の四)
- 第五章 雑則(第十三条—第十五条)
- 第六章 罰則(第十五条の二—第二十四条)
- 第七章 没収に関する手続等の特例(第二十五条—第二十七条)

附則

第一章 総則

(兼営の認可)

第一条 銀行その他の金融機関(政令で定めるものに限る。以下「金融機関」という。)は、他の法律の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第一項に規定する信託業及び次に掲げる業務(政令で定めるものを除く。以下「信託業務」という。)を営むことができる。

一 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業

二 信託受益権売買等業務(信託受益権の売買等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等をいう。)を行う業務をいう。次条第三項及び第四項において同じ。)

三 財産の管理(受託する信託財産と同じ種類の財産について、次項の信託業務の種類及び方法に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。)

四 財産に関する遺言の執行

五 会計の検査

六 財産の取得、処分又は貸借に関する代理又は媒介

七 次に掲げる事項に関する代理事務

イ 第三号に掲げる財産の管理

ロ 財産の整理又は清算

ハ 債権の取立て

ニ 債務の履行

2 金融機関は、内閣府令で定めるところにより、信託業務の種類及び方法を定めて、前項の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請者が、信託業務を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、信託業務を的確に遂行することができること。

二 申請者による信託業務の遂行が金融秩序を乱すおそれがないものであること。

(信託業法の準用等)

第二条 信託業法第十一条、第二十二條から第二十四条まで、第二十五条から第三十一条まで、第四十二条及び第四十九条の規定は、金融機関が信託業務を営む場合について準用する。この場合において、同法第十一条第十項中「第七條第三項の登録の更新がされなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許が取り消された場合、第四十五条第一項の規定により第七條第一項の登録が取り消された場合若しくは第四十六條第一項の規定により第三條の免許若しくは第七條第一項の登録がその効力を失つた」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可が取り消された場合若しくは同法第十一条の規定により同法第一条第一項の認可がその効力を失つた」と、同法第二十三條の二中「指定紛争解決機関」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第二項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。」と、同項第二号中「手続対象信託業務」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第四項に規定する特定兼営業務」と、同条第三項中「紛争解決等業務」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第一項に規定する紛争解決等業務」と、「第八十五條の二第二項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十二條の二第二項」と、同法第四十二條第二項中「第十七條から第十九條までの届出若しくは措置若しくは当該」とあるのは「当該」と、同法第四十九條第一項中「第七條第三項の登録の更新をしなかつた場合、第四十四條第一項の規定により第三條の免許を取り消した場合又は第四十五條第一項の規定により第七條第一項の登録を取り消した」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十条の規定により同法第一条第一項の認可を取

り消した」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 信託業務を営む金融機関が信託契約(内閣府令で定めるものを除く。)の締結の代理又は媒介を第三者に委託する場合には、当該金融機関を信託会社とみなして、信託業法第二条第八項及び第五章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、同章中「所属信託会社」とあるのは「所属信託兼営金融機関」と、同法第七十八條第一項中「第三十四條第一項の規定」とあるのは「銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条第一項その他政令で定める規定」とする。

3 金融商品取引法第三十三條の二の規定にかかわらず、信託業務を営む金融機関は、信託受益権売買等業務を営むことができる。

4 信託業務を営む金融機関が前項の規定により信託受益権売買等業務を営む場合においては、当該金融機関を登録金融機関(金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。)とみなして、同法第三十四條から第三十四條の五まで、第三十六條第一項、第三十六條の三、第三十七條(第一項第二号を除く。)、第三十七條の二、第三十七條の三(第一項第二号を除く。)、第三十七條の四、第三十七條の六、第三十八條(第七号を除く。)、第三十九條(第四項及び第六項を除く。)、第四十條、第四十條の四、第四十條の五、第四十五條第一号及び第二号、第四十八條、第四十八條の二、第五十一条の二、第五十二條の二第一項及び第二項、第五十六條の二第一項、第九十條並びに第九十四條の五第二項の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。この場合において、同法第五十二條の二第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第二三号又は第五号」と、「当該登録金融機関の第三十三條の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」と、同条第二項中「前項第三号から第五号までのいずれか」とあるのは「前項第三号又は第五号」とする。

(金融商品取引法の準用)

第二条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四條の二第六項及び第八項まで並びに第三十四條の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五條から第三十六條の四まで、第三十七條第一項第二号、第三十七條

の二、第三十七條の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項、第三十七條の四、第三十七條の五、第三十七條の七、第三十八條第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八條の二、第三十九條第一項、第二項第二号、第三項、第四項、第六項及び第七項、第四十條第一号並びに第四十條の二から第四十條の七までを除く。)及び第四十五條(第三号及び第四号を除く。)の規定は、金融機関が行う特定信託契約(信託業法第二十四條の二に規定する特定信託契約をいう。)による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定(金融商品取引法第三十四條の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四條中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四條の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七條の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七條の六第一項中「第三十七條の四第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する信託業法第二十六條第一項」と、同法第三十九條第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する信託契約を除く。第三号において同じ。)の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補填等(同法第二条第一項において準用する信託業法第二十四條第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。)」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等」と、同条第五項中「事故」とあるのは「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。)の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信託業務の種類又は方法の変更の認可)

第三条 金融機関が信託業務を営む場合において、当該信託業務の種類又は方法を変更しよう

の二、第三十七條の三第一項第二号から第四号まで及び第六号並びに第三項、第三十七條の四、第三十七條の五、第三十七條の七、第三十八條第一号、第二号、第七号及び第八号、第三十八條の二、第三十九條第一項、第二項第二号、第三項、第四項、第六項及び第七項、第四十條第一号並びに第四十條の二から第四十條の七までを除く。)及び第四十五條(第三号及び第四号を除く。)の規定は、金融機関が行う特定信託契約(信託業法第二十四條の二に規定する特定信託契約をいう。)による信託の引受けについて準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定信託契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定信託契約の締結の業務」と、これらの規定(金融商品取引法第三十四條の規定を除く。)中「金融商品取引行為」とあるのは「特定信託契約の締結」と、同法第三十四條中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行うことを内容とする契約」とあるのは「信託業法第二十四條の二に規定する特定信託契約」と、同法第三十七條の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名及び住所」とあるのは「住所」と、同法第三十七條の六第一項中「第三十七條の四第一項」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第一項において準用する信託業法第二十六條第一項」と、同法第三十九條第二項第一号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条に規定する信託契約を除く。第三号において同じ。)の締結」と、「前項第一号」とあるのは「損失補填等(同法第二条第一項において準用する信託業法第二十四條第一項第四号の損失の補填又は利益の補足をいう。第三号において同じ。)」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定信託契約の締結」と、「前項第三号の提供」とあるのは「損失補填等」と、同条第五項中「事故」とあるのは「金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する金融機関をいう。)の責めに帰すべき事故」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(信託業務の種類又は方法の変更の認可)

第三条 金融機関が信託業務を営む場合において、当該信託業務の種類又は方法を変更しよう

とするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

第二章 業務

(同一人に対する信用の供与等)

第四条 信託業務を営む金融機関に対し、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の規定その他の金融機関の同一人に対する信用の供与等に係る規定を適用する場合には、これらの規定に規定する信用の供与の区分及び信用供与等限度額について政令で別段の定めをすることができる。

(定型的信託契約約款の変更等)

第五条 信託業務を営む金融機関は、多数人を委託者又は受益者とする定型的信託契約(貸付信託又は投資信託に係る信託契約を除く。)について約款の変更をしようとするときは、当該定型的信託契約における委託者及び受益者のすべての同意を得る方法によるほか、内閣総理大臣の認可を受けて、当該変更に関する委託者又は受益者は一定の期間内にその異議を述べべき旨を公告する方法によりすることができる。

2 前項の期間は、一月を下ることができない。
3 委託者又は受益者が第一項の期間内に異議を述べなかつた場合には、当該委託者又は受益者は、当該契約の変更を承諾したものとみなす。
4 第一項の期間内に異議を述べた受益者は、信託業務を営む金融機関に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で受益権を買い取ることを請求することができる。

5 信託法(平成十八年法律第八号)第百三条第七項及び第百四条の規定は、前項の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第十二項ただし書中「信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定」とあるのは、「定型的信託契約約款」と、同条第十三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条第四項」と、同項ただし書中「信託行為又は当該重要な信託の変更等の意思決定」とあるのは、「定型的信託契約約款」と読み替へるものとする。

第六条 信託業務を営む金融機関は、第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第四号の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、運用方法の特定しない金銭信託に限り、元本に損失を生じた場合又はあらかじめ一定額の利益を得なかつた場合にこれを補てんし又は補足する旨を定める信託契約(内閣府令で定めるものに限る。)を締結することができる。

第三章 監督

(信託業務報告書等)

第七条 信託業務を営む金融機関は、事業年度ごとに、信託業務及び信託業務に係る財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日まで期間をいう。)に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(届出等)

第八条 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一 信託業務を開始したとき。
二 信託業務を廃止したとき(会社分割により信託業務の全部を承継させたとき、及び信託業務の全部の譲渡をしたときを含む)。
三 合併(当該信託業務を営む金融機関が合併により消滅する場合を除く。)をし、会社分割により信託業務の一部の承継をさせ、又は信託業務の一部の譲渡をしたとき。
四 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
一 信託業務の全部若しくは一部を営む営業所若しくは事務所を設置、位置の変更若しくは廃止又は当該営業所若しくは事務所において行う信託業務の内容の変更をしようとするとき。
二 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

3 信託業務を営む金融機関は、信託業務の廃止をし、合併(当該信託業務を営む金融機関が消滅するものに限る。)をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、会社分割による信託業務の全部若しくは一部の承継をさせ、又は信託業務の全部若しくは一部の譲渡をしようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4 信託業務を営む金融機関は、前項の公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務の停止等)

第九条 内閣総理大臣は、信託業務を営む金融機関の業務又は財産の状況に照らして、当該信託業務を営む金融機関の信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該信託業務を営む金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付して信託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は信託業務の種類若しくは方法の変更、財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(認可の取消し等)

第十条 内閣総理大臣は、信託業務を営む金融機関が、信託業務の遂行に当たり、法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の命令に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該信託業務を営む金融機関に対し、信託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第一条第一項の認可を取り消すことができる。

(認可の失効)

第十一条 信託業務を営む金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第一条第一項の認可は、その効力を失う。
一 信託業務の全部を廃止したとき。
二 会社分割により信託業務の全部を承継させ、又は信託業務の全部の譲渡をしたとき。
三 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により信託業務を営む金融機関を設立するものに限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む)。
四 当該認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く)。

(監督処分等の公告)
第十二条 内閣総理大臣は、第十条の規定により第一条第一項の認可を取り消したとき、又は第九条若しくは第十条の規定により信託業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公告しなければならない。

第四章 指定紛争解決機関

第十二条の二 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務(紛争解決等業務を行う者の指定)

務(苦情処理手続(特定兼営業業務関連苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(特定兼営業業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。))の業務並びにこれに付随する業務をいう。以下この条、次条及び第十九条の三において同じ。)を行う者として、指定することができる。

一 法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体を除く。第四号二において同じ。)であること。
二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律若しくは弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。
四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。
イ 心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得なわれていない者
ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けていた当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内に

その旨を公告するときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。）をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものを除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十六条 第九条又は第十条の規定による信託業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限り。）をした者又は第二条第一項において準用する同法第二十四条第一項第三号若しくは第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限り。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

三 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反した者

四 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による報告書若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告書若しくは資料の提出をした者

五 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第七条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書を提出せず、又はこれらに記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項について虚偽の記載をした者

七 第八条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

八 第十五条の四において準用する信託業法第八十五条第三項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

九 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の九の規定に違反した者

十 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

十一 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告書若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告書若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第五項の規定に違反して、信託業務を開始した者

二 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項（第二号を除く。）の規定に違反した者

三 第三条の規定に違反して、認可を受けないで業務の内容又は方法を変更した者

四 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第十八条の二 前条第二号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

2 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第百九十八条の二第一

項又は第二百九条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第一項」と、この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次項及び次条第一項」とあるのは「次項」と、同条第二項中「混和財産（第二百九条の二の規定に係る不法財産が混和したものに限り。）」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第百九十八条の二第一項又は第二百九条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第八項の規定に違反して、供託を行わなかった者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

三 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の書面を交付した者

四 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

五 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

六 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第十九条の二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十一若しくは第八十五条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百万円以下の罰金に処する。

第十九条の三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第一項の認可を受け

ないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

七 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十一条 法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十五条の二又は第十六条 三億円以下の罰金刑

二 第十七条（第九号を除く。） 二億円以下の罰金刑

三 第十八条第二号 一億円以下の罰金刑

四 第十七条第九号、第十八条（第二号を除く。）又は第十九条から前条まで 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、信託業務を営む金融機関の役員、支配人、参事又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条の規定に基づく内閣府令に違反して、同条に規定する信託契約を締結したとき。

二 第九条の規定による内閣総理大臣の命令(信託業務の停止の命令を除く。)に違反したとき。

三 信託法第三十四条の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第十一条第四項の規定による命令に違反して、供託を行わなかった者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の規定に違反して、重要な信託の変更又は信託の併合若しくは信託の分割をした者

三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十六の規定に違反した者

第二十四條 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第七章 没収に関する手続等の特例
第三者(第三者の財産の没収手続等)

第二十五條 第十八条の二第一項の規定により没収すべき財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二十七条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十八条の二第一項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 金融商品取引法第二百九条の四第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十八条の二第二項において準用する同法第二百九条の三第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用す

る。この場合において、同法第二百九条の四第三項及び第四項中「前条第二項」とあるのは、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条の二第二項において準用する前条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)
第二十六條 金融商品取引法第二百九条の五第一項の規定は第十八条第二号の罪に関し没収された債権等について、同法第二百九条の五第二項の規定は同号の罪に関し没収すべき債権の没収の裁判が確定したときについて、同法第二百九条の六の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を同号の罪に関し没収又は登記に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について、それぞれ準用する。

(刑事補償の特例)
第二十七條 第十八条第二号の罪に関し没収すべき債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

附則 (昭和二十六年三月二日法律第一〇〇号)抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二十七年六月二日法律第一八七号)抄
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

1 この法律中次項の規定及び附則第十一項中農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十三条の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、公布の日から一年以内で政令で定める日から施行する。

附則 (昭和二十九年六月二三日法律第一九五号)抄
この法律の施行期日は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める。但し、第三条、第七条、第八条並びに第九条中第三条及び第七条に係る部分、第十条、第十一条中第三条に係る部分、第十二条並びに次項から第十一项までの規定は、公布の日から施行する。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十七年四月二〇日法律第八二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十六年六月一日法律第六一〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項(銀行法附則の規定の例によりなお従前の例によることとされる事項を含む。)に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成四年六月二六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 この法律の施行の際現に第十三条の規定による改正前の普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けている銀行(他の法令により当該認可を受けているものとみなされる銀行を含む。以下この条において同じ。)は、施行日において、その営んでいる信託業務の種類及び方法について、第十三条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「新兼営法」という。)第一条第一項の認可を受けたものとみなす。

前項の規定により新兼営法第一条第一項の認可を受けたものとみなされる銀行は、施行日から三月以内に、施行日において営んでいる信託業務の種類及び方法について、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に届け出なければならぬ。

前項の規定により届出をした銀行は、その届出たところに従って、新兼営法第一条第二項

の規定によりその営む信託業務の種類及び方法を定めたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成九年六月二〇日法律第一〇二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、金融監督庁設置法(平成九年法律第百一号)の施行の日から施行する。

(大蔵大臣等がした処分等に関する経過措置)
第二条 この法律による改正前の担保付社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、有価証券の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同

組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「旧担保付社債信託法等」という。)の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保付社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外国為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、低当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「新担保付社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保付社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対して行われていた申請、届出その他の行為は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の国の機関に対して行われた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保付社債信託法等の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保付社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保付社債信託法等の規定を適用する。

(大蔵省令等)に関する経過措置

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保付社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

(罰則)に関する経過措置

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成九年二月一日法律第一一七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (平成九年二月二日法律第一二二号) 抄

第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二十号)の施行の日から施行する。

附則 (平成一〇年一月一六日法律第一三二号) 抄

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第三十号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の担保付社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に

関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保付社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保付社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に

関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(以下「新担保付社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧担保付社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対して行われていた申請、届出その他の行為は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の国の機関に対して行われた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保付社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保付社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保付社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保付社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保付社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四号の規定 公布の日
- 二 第三章(第三条を除く。)及び次条の規定 平成十二年七月一日

附則 (平成二十二年五月三十一日法律第九一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二十二年五月三十一日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(処分等の効力)

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年一月九日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定(、第十七条の二)を削る部分に限る。、第三条中保険業法第百二十二条の二を削る改正規定及び第二百七十条の六第二項第一号の改正規定、第四条中第五十五条の三を削る改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 二 第十条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(金融機関が営む信託業務に関する経過措置)

第十条 第十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けて同項の金融機関が営む信託業務に対する第十条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の適用については、同法第一条第一項中「業務(政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)」とあるのは「業務」と読み替へるものとする。

(権限の委任)

第十三条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)

(処分等の効力)

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)

む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十四年六月二日法律第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十六年二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 新兼営法第四条第一項において準用する新信託業法第二十二條第一項第一号、第二十

五条(第二十六條第一項第七号に掲げる事項に限る。)、第二十六條第一項第七号及び第二十九條第二項の規定は、旧兼営法第五條ノ三に規定する定型的信託契約に係る約款(以下この条において「定型的信託約款」という。)に基づく信託契約による信託の引受けについては、附則第七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過した日から適用する。

2 新兼営法第二條第一項において準用する新信託業法第二十七條及び第二十九條第三項の規定は、施行日以前の定型的信託約款に基づく信託契約による信託の引受けについては、附則第七條第二項及び第三項の規定にかかわらず、施行日から起算して三年を経過した日以後に計算期間を開始する信託財産について適用する。

3 新兼営法第四條第二項の規定により適用する新信託業法第七十六條において準用する新信託業法第二十五條(第二十六條第一項第七号に掲げる事項に限る。)の規定は、定型的信託約款に基づく信託契約の締結の代理又は媒介については、附則第七條第五項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過した日から適用する。

4 この法律の施行の際現に旧兼営法第五條第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託業務に係る代理店は、施行日において当該代理店に係る金融機関を新兼営法第四條第二項の規定により適用する新信託業法第六十七條第二項に規定する所属信託兼営金融機関として新信託業法第六十七條第一項の内閣総理大臣の登録を受けたものとみなす。

5 前項の規定により新信託業法第六十七條第一項の登録を受けたものとみなされる者は、施行日から起算して三月以内に新信託業法第六十八條第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新信託業法第六十八條第一項各号に掲げる事項及び新信託業法第六十九條第一項第二号に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録するものとする。

7 この法律の施行の際現に銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律百十七号)第十條の規定による改正前の金融機関の信託業務の

兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受け
た同項の金融機関が営む信託業務に対する新兼
営法の適用については、新兼営法第一条第一項
中「業務（政令で定めるものを除く。）とある
のは、「業務（一）とする。」
（処分等の効力）

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法
律（これに基づく命令を含む。以下この条にお
いて同じ。）の規定によつてした処分、手続そ
の他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律
の規定に相当の規定があるものは、この附則に
別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞ
れの法律の相当の規定によつてしたものとみな
す。

（罰則に関する経過措置）

第二百一十二条 この法律の施行前にした行為並び
にこの附則の規定によりなお従前の例によるこ
ととされる場合及びこの附則の規定によりなお
その効力を有することとされる場合におけるこ
の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用
については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百一十三条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令
で定める。

附則（平成一七年七月二六日法律第八

七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行す
る。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第

一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日か
ら施行する。ただし、第六十二条中租税特別措
置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同
条に一項を加える改正規定、第二百二十四条中証
券決済制度等の改革による証券市場の整備のた
めの関係法律の整備等に関する法律附則第一條
第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同
法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条か
ら第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附
則第八十一条の次に一項を加える改正規定並び
に附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第
六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七
条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化
法附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日か
ら施行する。

附則（平成一八年六月一四日法律第六

五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
（以下「施行日」という。）から施行する。
（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の
一部改正に伴う経過措置）

第八十一条 金融機関（第七条の規定による改
正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法
律（以下この条において「新兼営法」という。）
第一条第一項に規定する金融機関をいう。）は、
この法律の施行後最初に特定信託契約（新兼営
法第二条の二に規定する特定信託契約をいう。）
の申込みを顧客（新金融商品取引法第二条第三
十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた
場合であつて、この法律の施行前に、当該顧客
に対し、この法律の施行後に当該顧客が新兼営
法第二条の二において準用する新金融商品取引
法第三十四条の二第一項の規定による申出がで
きる旨を新兼営法第二条の二において準用する
新金融商品取引法第三十四条の例により告知し
ているときには、当該顧客に対し、新兼営法第
二条の二において準用する新金融商品取引法第
三十四条に規定する告知をしたものとみなす。
（権限の委任）

第二百一十六条 内閣総理大臣は、この附則の規定
による権限（政令で定めるものを除く。）を金
融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権
限については、政令で定めるところにより、そ
の一部を財務局長又は財務支局長に委任するこ
とができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二百一十八条 この法律（附則第一條各号に掲げ
る規定にあつては、当該規定。以下この条にお
いて同じ。）の施行前にした行為並びにこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る場合及びなおその効力を有することとされる
場合におけるこの法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第二百一十九条 この附則に規定するもののほか、
この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令
で定める。

（検討）

第二百二十条 政府は、この法律の施行後五年以
内に、この法律の施行の状況について検討を加

え、必要があると認めるときは、その結果に基
づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一八年一二月一五日法律第

一〇九号）抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第六条第一項、第十一条第二項及び
第三項、第十五条第二項、第二十六条第一項、
第三十条第二項並びに第五十六条第二項の規
定 公布の日から起算して一年三月を超えない
範囲内において政令で定める日

附則（平成二〇年六月一三日法律第六

五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中金融商品取引法第三十一条の四の
改正規定、同法第三十六条の二第四項を加える改
正規定、同法第五十条の二第四項の改正規定
（又は第三項）を「、第三項又は第四項」に
改める部分に限る。、同法第五十六条の二、
第五十九条の六及び第六十条の十三の改正規
定、同法第六十五条の五第二項及び第四項の
改正規定（第三十六条、）を「第三十六条第
一項、」に改める部分に限る。、同法第九十
九条第一項の改正規定（「第三項まで」を
「第四項まで」に改める部分に限る。）、同法
第九十九条の七第二項第一号の改正規定、
同法第三項の改正規定（「第三項まで」を
「第四項まで」に改める部分に限る。）並びに
同法第二百五十五条の二、第二百七条第一項第六
号及び第二百八条第四号の改正規定、第二條
中投資信託及び投資法人に関する法律第九
十七条の改正規定、第四條中農業協同組合法
第十一条の二の三第三号の改正規定、同法第
十一条の五の次に一項を加える改正規定、同
法第十一条の十二の次に一項を加える改正規
定及び同法第十一条の四十七第一項第二号の
改正規定、第五條中水産業協同組合法第十一
条第四項第二号、第十一條の四第二項及び第
十一条の八第三号の改正規定、同法第十一條
の十三を同法第十一條の十四とし、同法第十

一条の十二の次に一項を加える改正規定、同
法第十五條の九の次に一項を加える改正規定
並びに同法第五十七條の三、第九十二條第一
項、第九十六條第一項、第一百條第一項、第百
條の八第一項及び第百三十條第一項第三号の
改正規定、第六條中中小企業等協同組合法第
五十八條の五の次に一項を加える改正規定、
第七條中協同組合による金融事業に関する法
律第六條第一項の改正規定（「第十八條第一
項（利益準備金の積立て等）」を「第十八條
（資本準備金及び利益準備金の額）」に改める
部分を除く。）及び同條第二項の改正規定、
第八條中信用金庫法第八十九條第一項の改正
規定、第十條中労働金庫法第九十四條第一項
の改正規定、第十一條中銀行法第十三條の三
の改正規定、同條の次に一項を加える改正規
定、同法第十六條の二第二項第三号及び第五
号の改正規定並びに同法第五十二條の二十一
の次に一項を加える改正規定、第十二條中保
険業法目次、第二條第十一項、第八條及び第
二十八條第一項第三号の改正規定、同法第五
十三條の二第二項第三号の改正規定（金融
商品取引法）の下に「（昭和二十三年法律第
二十五号）」を加える部分に限る。、同法第
百條の二の次に一項を加える改正規定、同法第
百六條第一項第五号の改正規定、同法第二
編第九章第二節中第九十四條の前に一項を
加える改正規定、同法第二百七十一條の二十
一第一項の改正規定、同條の次に一項を加え
る改正規定並びに同法第二百七十二條の十三
第二項並びに第三百三十三條第一項第一号及
び第二号の改正規定、第十三條中農林中央金
庫法第五十九條及び第五十九條の二の改正規
定、同條の次に一項を加える改正規定並びに
同法第七十二條第一項第二号の改正規定、第
十四條中株式会社商工組合中央金庫法第二十
八條の改正規定、同條の次に一項を加える改
正規定、同法第三十九條第一項第一号及び第
三十三條の改正規定並びに同法第五十六條第五
項ただし書の改正規定（「第二十一條第四項」
の下に「及び第七項」を加える部分を除く。）
並びに附則第二十二條中金融機関の信託業務
の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四
十三号）第二條第四項の改正規定（第三十
六條、）を「第三十六條第一項、」に改める部
分に限る。、附則第三十二條中資産の流動化
に関する法律（平成十年法律第五号）第二

百九条第一項の改正規定並びに附則第三十五
条及び第三十八条の規定 公布の日から起算
して一年を超えない範囲内において政令で定
める日

第四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規
定にあつては、当該規定。以下この条において
同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規
定によりなお従前の例によることとされる場合
におけるこの法律の施行後にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

附則(平成二二年六月二四日法律第五
八号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略

三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の
次に一条を加える改正規定、同法第三十八
条、第四十五条第一号、第五十九条の六、第
六十条の十三及び第六十六条の十四第一号ロ
の改正規定、同法第七十七条の二に一項を加える
改正規定、同法第七十七条の二に一項を加える
改正規定、同法第七十九条の十三の改正規
定並びに同法第五十六条の三十一の次に一
条を加える改正規定、第二条中無尽業法目次
の改正規定(第十三条)を「第十三条ノ二」
に改める部分に限る。)、同法第九条の改正規
定及び同法第二章中第十三条の次に一条を加
える改正規定、第三章中金融機関の信託業務
の兼営等に関する法律第二条第一項及び第二
条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法
第十一条の二の四の改正規定、同法第十一
条の十の三の改正規定、同法第十一条の十
の二を同法第十一条の十二の三とし、同法
第十一条の十二の次に一条を加える改正規定
及び同法第九十二条の五の改正規定、第五
条中水産業協同組合法第十一条第四項第二号
及び第十一条の九の改正規定、同法第十一
条の次に一条を加える改正規定、同法第十一

条の十三第二項及び第十五条の七の改正規
定、同法第十五条の九の二を同法第十五条の
九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を
加える改正規定並びに同法第九十二条第一
項、第九十六条第一項、第百条第一項、第百
一条の八第一項及び第百一十一条の五の改正規
定、第六条中中小企業等協同組合法第九條の
七の三及び第九條の七の四並びに第九條の七
の五第二項の改正規定並びに同法第九條の九
の次に二条を加える改正規定、第七條中信用
金庫法第八十九條第一項の改正規定(「提供
等」の下に、「指定紛争解決機関との契約締
結義務等」を加える部分に限る。)、同条第二
項の改正規定及び同法第八十九條の二の改正
規定(「第三十七條の五(保証金の受領に係
る書面の交付)」、第三十七條の六(書面によ
る解除)」を「第三十七條の五から第三十七
條の七まで(保証金の受領に係る書面の交
付、書面による解除、指定紛争解決機関との
契約締結義務等)」に改める部分に限る。)、
第八條中長期信用銀行法第七條の二の改正
規定(「第三十七條の五(保証金の受領に係
る書面の交付)」、第三十七條の六(書面によ
る解除)」を「第三十七條の五から第三十七
條の七まで(保証金の受領に係る書面の交
付、書面による解除、指定紛争解決機関との
契約締結義務等)」に改める部分に限る。)、
第九條中労働金庫法第九十四條第一項の改正
規定(「提供等」の下に、「指定紛争解決機
関との契約締結義務等」を加える部分に限
る。)、同条第二項の改正規定及び同法第九
十四條の二の改正規定、第十條中銀行法第十
二條の三を同法第十二條の四とし、同法第十
二條の二の次に一条を加える改正規定、同法第
十三條の四の改正規定、同法第五十二條の二
の五の改正規定(「第三十七條の五(保証金
の受領に係る書面の交付)」、第三十七條の六
(書面による解除)」を「第三十七條の五から
第三十七條の七まで(保証金の受領に係る書
面の交付、書面による解除、指定紛争解決機
関との契約締結義務等)」に改める部分に限
る。)、及び同法第五十二條の四十五の二の改
正規定、第十一條中貸金業法第十二條の二の
次に一条を加える改正規定及び同法第四十一
條の七に一項を加える改正規定、第十二條中
保険業法目次の改正規定(「第百五條」を
「第百五條の三」に改める部分に限る。)、同

法第九十九條第八項の改正規定、同法第二編
第三章中第百五條の次に二条を加える改正規
定、同法第九十九條の改正規定、同法第二
百四十條第一項第三号の次に二条を加える改
正規定、同法第二百七十二條の十三の次に一
条を加える改正規定、同法第二百九十九條の
次に一条を加える改正規定及び同法第三百
条の二の改正規定、第十三條中農林中央金庫法
第五十七條の次に一条を加える改正規定、同
法第五十九條の三の改正規定、同法第五十九
條の七の改正規定(「第三十七條の五、第三
十七條の六」を「第三十七條の五から第三
十七條の七まで」に改める部分に限る。)、及び
同法第九十五條の五の改正規定、第十四條中
信託業法第二十三條の次に一条を加える改正
規定並びに同法第二十四條の二及び第五十
條の二第二項の改正規定、第十五條中株式会
社商工組合中央金庫法第二十九條の改正規
定、第十七條中証券取引法等の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す
る法律第五十七條第二項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされる同法第一條の規
定による廃止前の抵当証券法の規制等に関す
る法律目次の改正規定(「第十九條」を「第
十九條の二」に改める部分に限る。)、及び同
法第三章中第十九條の次に一条を加える改正
規定並びに附則第八條、第九條及び第十六
條の規定 公布の日から起算して一年六月を超
えない範囲内において政令で定める日
(罰則の適用に関する経過措置)

第十九條 この法律(附則第一条各号に掲げる規
定にあつては、当該規定。以下この条において
同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規
定によりなお従前の例によることとされる場合
におけるこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に
定めるもののほか、この法律の施行に關し必要
な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第二十一条 政府は、この法律の施行後三年以内
に、この法律による改正後のそれぞれの法律
(以下「改正後の各法律」という。)に規定する
指定紛争解決機関(以下単に「指定紛争解決機
関」という。)の指定状況及び改正後の各法律
に規定する紛争解決等業務の遂行状況その他経
済社会情勢等を勘案し、消費者庁及び消費者委
員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)附
則第三項に係る検討状況も踏まえ、消費者庁の
関与の在り方及び業態横断的かつ包括的な紛争
解決体制の在り方も含めた指定紛争解決機関に
よる裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方に
ついて検討を加え、必要があると認めるとき
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも
のとする。
2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律
の施行後五年以内に、この法律による改正後の
規定の実施状況について検討を加え、必要があ
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の
措置を講ずるものとする。
附則(平成二四年九月一二日法律第八
六号)抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第十三項及び第十八條の規定
公布の日
二 第一条、次条及び附則第十七条の規定 公
布の日から起算して一年を超えない範囲内
において政令で定める日
三 第三条並びに附則第七條、第九條から第十
一条まで及び第十六條の規定 公布の日から
起算して三年を超えない範囲内において政令
で定める日
(罰則の適用に関する経過措置)

出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。）、同法第五十二条の六十の十七の改正規定（「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「揭示」を「揭示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に、「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第三号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二号まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三号まで、第三十五条、第三十

六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。